

会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、N I G I W A I L A B Oと称します。

第2条 (目的)

本会は、商業空間・公共空間での集客と賑わいづくりにおいて、「リアルメリットを生かした価値を創造」する調査、研究活動及びこれに関連する情報の提供を行うことを目的とします。

第2章 会員

第3条 (会員)

本会は原則として第2条に賛同する企業・団体を会員としてこれを組織します。ただし、本会が書面による承諾をなした場合はこの限りではありません。

第4条 (入会資格)

本会に入会しようとする者は、既入会員に不利益を与えない者であること、法令違反または公序良俗に反する団体もしくはその関係先に所属しない者であること、かつ事前審査によって本会の承認を受けたものでなければならないこととします。

第5条 (会員総数)

会員数の定員を120団体とします。欠員がある場合、翌年度からの追加募集を致します。支店や事業部、営業所単位での入会もできます。

第6条 (入会手続)

入会希望者は、本規約に同意した上で、所定の入会申込書に必要事項を記載し本会宛に申し込むものとし、本会の承認を得るものとし、なお、入会希望者が第14条規定の入会費及び初年度の年会費を所定の口座に振り込むことで入会完了となります。

第7条 (変更)

会員は、入会申込用紙の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに本会に連絡または、所定の会員登録届を届け出るものとし、

第8条 (会員特典)

1 会員は、以下の特典を受けることができます。

- (1) 全セミナーにおける無料聴講（1会員につき2名まで聴講可能です。ただし、セミナー参加のための交通費・宿泊費等は会員の負担となります）
- (2) 海外・国内研修ツアーへの会員優先による特別価格での案内（ただし、ツアー参加費は会員の負担となります）
- (3) 情報誌の提供

2 前項の会員特典は本会入会中に限り受けることができます。

第9条 (届出義務)

会員は、本会で得た他会員の経営情報やその事例を本会以外で公開する場合は、必ず本会の事前の書面による承諾を得なければなりません。

第10条 (地位の更新)

1 会員としての地位は、当年6月1日から翌年5月31日までの1年間継続します。

2 第12条の退会手続をしない場合、会員としての地位は、前項の期間満了の翌日からさらに1年間、同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第11条 (禁止行為)

会員は、本会において以下の行為をしてはなりません。また、本会は、会員が本会において以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、損害賠償請求、戒告、セミナー等への出席停止、除名処分その他適当な措置を講じることができるものとし、

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 他の会員、または第三者の著作権等の権利を侵害する行為
- (3) 他の会員、または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為

- (4) 他の会員、または第三者を誹謗中傷するような行為
- (5) 他の会員、または第三者に不利益を与えるような行為
- (6) 本会の運営を妨げるような行為
- (7) 本会の信用を毀損するような行為
- (8) 前各号に規定する他、法律又は本規約に違反する行為

第12条 (退会)

退会希望者は、更新日の1ヶ月前までに退会届を本会に提出することとし、本会が当該書面を確認した月の翌月1日より退会とします。

第13条 (会員資格の消滅)

会員資格は次の事由により消滅する。

- (1) 会員からの退会の通知を本会が確認した場合
- (2) 入会申込に際し申込用紙に虚偽の事項を記載した場合
- (3) 会員として著しく本会の名誉を傷つけ、又は本規約に違反するとして本会から第11条の除名処分を受けた場合
- (4) 会員が、法令違反または公序良俗に反する団体もしくはその関係先及び著しく信用に欠ける者と判明されたとき、又は判明される恐れがあると本会が判断した場合

第4章 会費等

第14条 (会費)

1 会員は、次の会費を納入しなければなりません。

- (1) 入会費 3万円 (消費税別) ただし、第1期 (2018年度) からの継続会員は除く
- (2) 年会費 10万円 (消費税別)
- (3) 途中入会 12月以降の入会は入会費3万円、年会費7万円 (消費税別) とします。

2 年会費の1年は、当年6月1日から翌年5月31日までの期間とします。

3 会員は、第6条規定の入会申込後、所定の口座に入会費及び初年度の年会費を支払わなければなりません (振込手数料は会員の負担とします)。

4 支店や事業部、営業所単位での入会の場合は、支店や営業部、営業所ごとに第1項の会費を納入しなければなりません。

5 第3項に基づき支払われた会費は、事由のいかんを問わず返還しません。

第15条 (税率の変更)

会員は、本会の会員としての地位継続中に租税関連法令の改正により消費税等の税率が変更した場合には、会費等に係る消費税額も自動的に変更されることに合意するものとします。

第5章 準拠法および管轄

第16条 (準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とします。

第17条 (協議及び管轄裁判所)

本規約は本会の会員サービスに関連して本会と会員との間で問題が生じた場合は、本会と会員とで誠意を持って協議するものとします。協議をしてもなお解決できない問題が生じた場合の専属的管轄裁判所は東京地方 (簡易) 裁判所とします。

第6章 雑則

第18条 (会員の義務)

本会の会員は、本規約を守る義務があります。

第19条 (規約変更)

本会が必要と認めた時、本規約の内容を変更することができます。この場合本会は速やかに会員に通知するものとします。

第20条 (発効) 本規約は2019年6月1日より発効します。